

ダンスモーク® ~安全・安心への提案~

透明な不燃材料のグラスファイバー製シートをアルミの枠に組み込んだ、軽量かつ割れない、安全性の高い防煙たれ壁

グラスファイバー製シート 厚さ：0.12mm

01 軽量

従来の板ガラス製防煙たれ壁の10分の1
(標準タイプ W2,000×H500mmでの比較)

02 割れない

グラスファイバー製シートなので割れない

03 透明

グラスファイバー製シートの透光率は90%

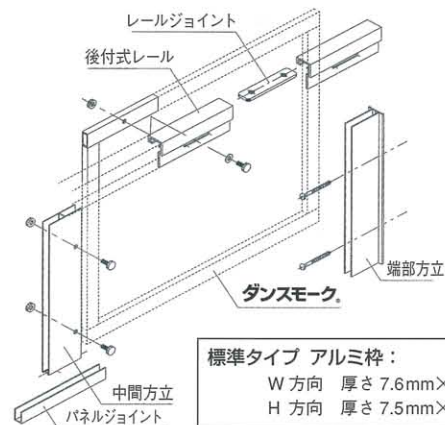
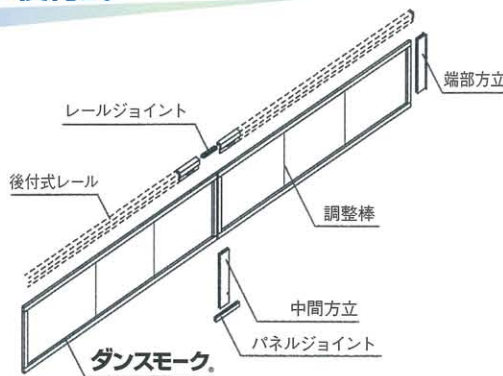
04 不燃

グラスファイバー製シートは不燃材料
(認定番号 NM-0895)

	W (mm)	H (mm)	重量 (kg)
標準タイプ	2000	500	1.7
H:1000未満	2000	300~1000	-
H:1000~1500	1000	1000~1500	-

※上記以外の特殊サイズも別途承ります。

レール後付式



標準タイプ アルミ枠：

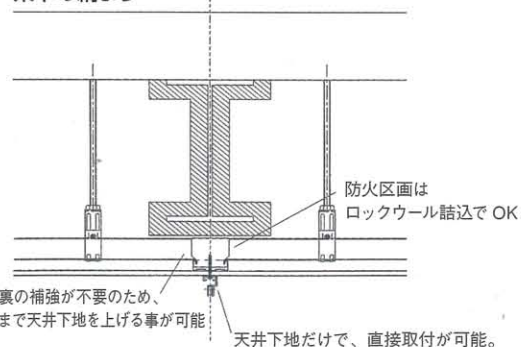
W方向 厚さ7.6mm×幅18.5mm
H方向 厚さ7.5mm×幅14mm

数多くの施行実績

2007年4月の販売開始より、ショッピングセンター、ホームセンター、駅、病院、遊戯施設、商業/工業施設等の数多くの施行実績があります。



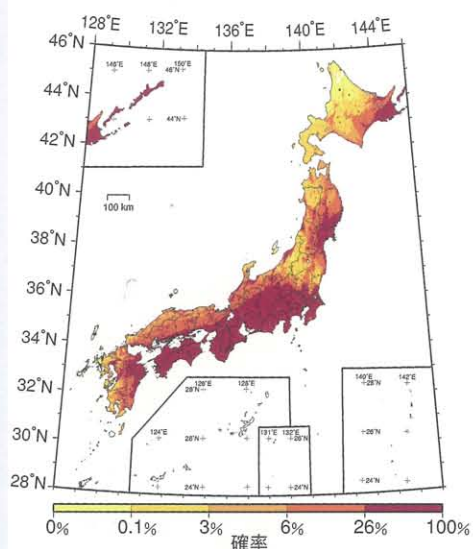
梁下の納まり



天井下地だけで、直接取付が可能。

地震への備え、大丈夫ですか？

全国地震動予測地図



2009年1月1日以降の30年以内に震度5弱以上の揺れが生じる確率（資料：地震調査委員会）

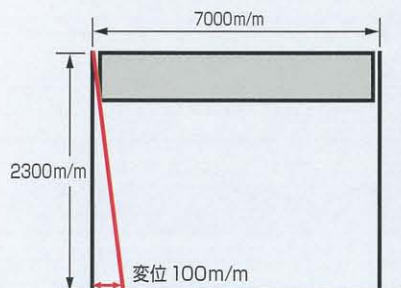


従来の板ガラス製防煙たれ壁は、

震度5弱：ひび割れ
震度5中：ガラス飛散

の危険性があるとされており。

地震時の揺れによるパネルの変化を想定した実験



変位時のダンスモーク。



柱の変位100m/m時におけるダンスモークのたわみは50m/mとなりました。



柱の変位を0に戻すとダンスモークのたわみは、ほぼ回復します。

防煙たれ壁

【排煙設備の設置・構造】<建築基準法施行令第126条>

- ①「防煙区画部分」<建築基準法施行令第126条の3第1項第1号>
：建築物をその床面積500㎡以内ごとに、防煙壁で区画された部分
- ②「防煙壁」<建築基準法施行令第126条の2第1項>

- イ) 間仕切壁
ロ) 天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁
ハ) イ)又はロ)と同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので、不燃材料で造り、又は覆われたもの。

※【消防法による排煙設備】<消防法施行規則第30条第1項第1号>

建築基準法と同等ですが、地下街等については、防煙区画面積が300㎡以下・防煙垂れ壁が天井面より80cm以上であること等の違いがありますので注意が必要です。

⚠️「ダンスモーク®」取扱い上の注意

柔軟性のあるグラスファイバー製シートなのでお取り扱いには以下の点にご注意下さい。

1. 鋭利な金属等を当てますと破れてしまいます。
2. 強い衝撃を与えますと破れやたるみを生じます。
3. 硬いものでこすると傷になります。
4. ペンキ等の油性の汚れをつけないようにしてください。除去できなくなります。
5. 軽微な汚れは、柔らかい布などで水ぶきして下さい。

※ダンスモーク®は蛍光灯等の光源にかざすと若干色が付いて見えます。

※低温時に施行すると小さなしわが枠の周囲に発生する事がありますが、空調が入って常温に戻ると、しわは元に戻ります。

※このカタログに記載された内容は予告なく変更することがあります。